

第190号

くらしウォッチャーだより

contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー 2月調査結果から

〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

強引な布団の訪問販売に気をつけて！

見守り
新鮮情報

布団の処分や 点検を口実にした 強引な訪問販売 に注意！

「処分してもよい**布団**はないか」と男性が訪問してきたので、2階の押し入れにある座布団を引き取ってもらうことにした。すると、業者が勝手に**上がり込んで**押し入れを開け、座布団ではなく**羽毛布団**などを勝手に**出し**「このままではダメになってしまうので、**リフォーム**したほうがよい」と熱心に勧めてきた。根負けして約13万円の契約をしてしまった。年金暮らしの身には**高額**過ぎて支払えない。(80歳代)



©Kurosaki Gen

消費者へのアドバイス

「処分してもよい布団はないか。」等と訪問されても安易に家の中に入れないようにしましょう。家の中にあげてしまうと、点検を強いられたり、布団の購入やリフォームの購入を勧められたりする恐れがあります。事業者の来訪は、なるべく一人で対応しないで家族や周囲の人など同席を求めましょう。不要な場合はきっぱり断ることが重要です。強引な勧誘等でお困りの時には消費生活センターにご相談ください。

国民生活センター見守り新鮮情報(第446号)より引用

消費生活関連

2月中に11名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

電話勧誘

* 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です *

- ・「海外に不用品を送るので買い取りたい。」と電話が来たが何もないと断った。(他 2 件)
- ・「バザーに使う古本・衣類はないか使っていない食器はないか。」と電話があつたが断った。
- ・サプリを勧める電話があつた。「目に良いんですよ。」と話を続けるので断った。(他 1 件)
- ・「市内の皆さんに電気代を安くする方法をお知らせしたい。」と電話があつたが断った。(他 1 件)
- ・「68 歳以上の方対象に電力が安くなるシステムを導入させることができる。」と電話があつた。

消費生活相談員からのコメント

不用品買取と電力を安くするという電話勧誘の報告が多く寄せられました。季節柄, 卒業・入学・就職等で引っ越しも考えられますが, 生活スタイルの変化などで, 生活用品の廃棄にお困りの方もいると思いますが, 廃棄物処理の無登録業者には依頼しないこと。居住地行政の案内をきちんと確認し, 自治体の指示に従いましょう。

電気料金の値上げは, 消費者にとって深刻な問題です。「安くなる」と勧誘を受けると耳を傾けたくなくりますが, 電気代を安くするシステムのために, 新たな契約や必要のないサービスが付帯されることもあります。契約内容・契約書をしっかり確認しましょう。

消費者へのアドバイス

- 1) 各電力・ガス会社にコロナウイルスやスポット市場高騰の状況に配慮した柔軟な対応を要請しています。
- 2) 電気・ガスの料金のプランや算定方法をよく説明してもらい, 確認しましょう。
- 3) 勧誘してきた会社と新たに契約する会社の社名や連絡先を確認しましょう。
- 4) 検針票の記載情報は慎重に取り扱いましょう。氏名(契約名義), 住所だけでなく顧客番号・供給地点特定番号・など検針票の記載情報は重要な個人情報です。
- 5) 契約を変更してしまってもクーリング・オフ等ができる場合があります。

電話勧誘・訪問販売でのトラブルについては消費生活センターにご相談ください。

国民生活センター報道発表資料より引用

その他

- ・「古くなった布団を何でも売ってください。」と自宅を訪問されたが断った。
- ・「地域内を回って着なくなった洋服はないか。」と訪問された。特にないと断った。
- ・自宅を訪問されて, 当地の所有者を聞かれたが「わからない。」と答えた。
- ・不審なメールで「お客様不在のためお荷物持ち帰りました。」と届いたので削除した。

消費生活相談員からのコメント

宅配便業者を装った「不在通知」の偽 SMS は, 宅配業者も公式サイトで注意喚起しています。SMS で不在通知等を送ることはありません。迷惑メールに記載のある URL にはアクセスしない, ID・パスワードを入力しない。迷惑 SMS やメール, ID・パスワード等の不正利用への事前対策をしておく。携帯電話会社の対策サービスやセキュリティソフト等を活用しましょう。

消費者トラブルに遭った場合には消費生活センターにご相談ください。

食品の品質表示

2月中に11名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

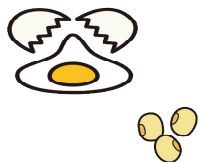
〈2月分〉

品目別		調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況	
生 鮮 食 品	農産物	大根	名称・産地	22	有	22
					無	0
	みかん		22	有	22	
				無	0	
	水産物	魚	名称・産地	22	有	22
					無	0
畜産物	豚肉		22	有	22	
				無	0	
加工食品		かまぼこ	・第1原材料の原産地表示・原材料名添加物・消費期限賞味期限・保存方法・内容量・製造者又は販売者の名称及び住所・アレルギー/遺伝子組み換え表示・栄養成分表示(5つの栄養成分)	11	有	11
					無	0

消費生活相談員のコメント

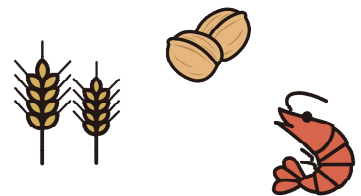
「店舗調査時に加工食品のアレルゲン表示が適正なのかどうかわかりにくかった。」とのご意見がありました。アレルゲンを含む食品の表示は必ずしも「アレルゲン」や「食物アレルギー表示」などの文字が書かれているとは限らない点に注意が必要です。

原則は「個別表示」というもので、例えば、マヨネーズ(卵を含む)、チョコレート(乳成分を含む)などのように個別の原材料毎に「卵」や「乳成分」が含まれていることがわかるように表示するものです。従って、下記のような表示があれば「卵、小麦、大豆」が含まれていることがわかります。



【記載例】

●原材料名: 魚肉(米国, 日本), 卵白, 砂糖, 食塩, タンパク加水分解物/加工でんぷん, 炭酸カルシウム, 調味料(一部に卵, 小麦, 大豆を含む)



また、例外として「一括表示」も可能となっています。例えば商品のパッケージに表示可能な面積などの都合により、個別表示がなじまない場合には、当該商品に含まれる全ての特定原材料(※)等をまとめて一括で表示する方法です。(※「特定原材料」とは、食物アレルギー表示が義務付けられている品目「えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生(ピーナッツ)、くるみ」です。「くるみ」は食品表示基準の改正により新たに追加となりました。「経過措置期間はあるものの速やかに表示を行うこと」となりました。)



(参考: 消費者庁HP, 「加工食品の食物アレルギー表示ハンドブック」)

～編集後記～

東日本電信電話株式会社(以下、NTT 東日本)は、特殊詐欺犯罪の防止の観点から、ナンバー・ディスプレイおよびナンバー・リクエストの高齢者無償化等の取り組みを令和5年5月1日から、70歳以上の契約者、または70歳以上の方と同居している契約者の回線で申し込みのあった方を対象に実施すると発表がありました。

ナンバー・ディスプレイは受話器を取る前に相手からの発信者番号を表示するサービスで、特殊詐欺犯罪の防止に有効な対策のひとつと言われています。

詳細については NTT 東日本の HP を参照願います。

https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20230322_01.html

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。

★



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市民生部社会福祉課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-24-9595

E-mail: shohi@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(東庁舎1階)

(令和5年5月8日以降は本庁舎2階となります。)

